

東久留米市環境審議会 会議録

1. 会議名 令和4年度第3回東久留米市環境審議会
2. 日時 令和5年2月7日(火) 午後1時00分から午後3時15分
3. 場所 東久留米市役所7階 704A 会議室
4. 出席委員氏名(敬称略) 杉原弘恭(会長)、水戸部啓一(職務代理者)、岸義幸、宮川正孝、濱中冬行、伊藤純一、佐藤悦雄、桑原留里子、谷口明子、古本栄一、近藤豊(以上11名)
5. 欠席委員氏名(敬称略) 重藤さわ子(以上1名)
6. 事務局職員名 長澤環境安全部長、浅海環境政策課長、高柳計画調整係長、平井生活環境係長、大木緑と公園係長、後藤計画調整係主任、コンサルタント会社
7. 傍聴人 なし
8. 令和4年度第3回東久留米市環境審議会
 - (1) 開会
 - (2) 出欠席者及び配布資料の確認
 - (3) 議題
 - ①第2回東久留米市環境審議会会議録(案)の確認
 - ②東久留米市第三次緑の基本計画・生物多様性戦略について
 - (4) 報告
 - ・東久留米市第四次地球温暖化対策実行計画(事務事業編)について
 - ・その他
 - (5) 市長への答申(東久留米市第三次緑の基本計画・生物多様性戦略)
9. 配布資料
 - 第10期東久留米市環境審議会委員名簿
 - 第2回東久留米市環境審議会会議録(案) …資料1
 - 東久留米市第三次緑の基本計画・生物多様性戦略(計画案) …資料2-1

パブリックコメントの実施結果について	…資料 2 - 2
答申書（案）	…資料 3
第四次地球温暖化対策実行計画（事務事業編）案	…資料 4

10. 令和 4 年度第 3 回環境審議会

(1)開会

○異動委員のあいさつ（省略）

○出欠席者の報告 出席 11 名、欠席 1 名、定足数に達しており会議は成立

○傍聴人の確認（省略）

(2)配布資料の確認（省略）

(3)議題

①第 2 回東久留米市環境審議会会議録（案）の確認について

- ・了承された

②東久留米市第三次緑の基本計画・生物多様性戦略について

【会長】

- ・修正等を反映した計画案であるが、さらに修正がある場合はそれを反映し、最終版として市長へ答申する。
- ・これまでに環境審議会を 5 回、検討部会を 10 回開催し、キャッチボールしながら進めてきた。審議会やパブリックコメントからの意見を反映して現在の計画案になっている。
- ・東久留米市第三次緑の基本計画・生物多様性戦略（計画案）（資料 2 - 1）について説明をお願いする。

【事務局】「東久留米市第三次緑の基本計画・生物多様性戦略（計画案）」（資料 2 - 1）及び「パブリックコメントの実施結果について」（資料 2 - 2）の説明

【会長】

- ・今の説明について意見、質問はあるか。
- ・前回の宿題の環境基本法の中に「水辺地」という言葉があり、法律上は「水域」を指し、「water bodies」と言われている。
- ・「水辺地」という言葉がなぜ出てきたのかというと、人と環境の繋がりを重視して、人と環境は触れ合うという意味で「水辺」という言葉をあえて「水辺地」という用語にしたものと推測される。この間の審議会でも意見があったが、「水辺地」という言葉よりも、市民には「水辺」と言う方が馴染みがあるので、用語集のところで触れているが、本文中で

は「水辺」という言葉で統一させていただいている。

- ・検討部会の委員には、第二次緑の基本計画中間見直しに参画した委員がベースで、市民環境会議や市民活動団体のメンバーを兼ねている。環境審議会委員の意見、パブリックコメントの意見も取り入れて作成されている。
- ・環境教育に使えるように、コラム・資料編は充実したものになっている。
- ・検討部会員には、農業委員会を所管する産業政策課長が参画されているので、農業や産業とはこれまで以上に下地ができ、繋がりを持てるようになった。
- ・昔は環境と農業、産業は相反するという時代もあったが、今では、全部包括して進めてきたものが、この計画の全体の中に表れている。

【委員】

- ・前回の中間見直しから大きな変化はないが、徐々に変化が進んできた。
- ・緑が減少している状況の中で、何をしていたかなければならないのか。これまでやってきたことをより一層しっかり述べている。
- ・最近ではナラ枯れなど新しい話題が出ているので、それに対する注意を述べている。
- ・持続可能な将来を見据えた公園づくりの推進が今回、重点施策として入った。

【会長】

- ・市民の皆さんにわかりやすい表現にした。
- ・情報が多くなると字が小さくなるが、製本の際にはフォント、ポイントなどを業者と調整していただきたい。

【委員】

- ・奥付のコラム寄稿者の表記については、コラム全てを書いたように思われてしまうので、コラム番号と寄稿者を繋げるようにするほうがよい。

【事務局】

- ・ご指摘の内容を承知した。

【会長】

- ・11 ページの写真は昔の黒目川と落合川の合流地点であり、現在は洪水対策で川幅が広がっているが、当時は川幅が狭く、雨がたくさん降れば畑に溢れる状態だった。
- ・以前発言されたところをもう一度チェックをお願いできればと思うが、いかがか。

【委員】

- ・下谷橋の調整池の工事が行われているが、将来的に市あるいは都が、完成したときに、どのように整備したいと思っているのか。白山公園のようにしたいのか、その辺を何か示唆するものはあるのか。計画に記す必要があるのではないか。

【事務局】

- ・下谷橋調整池は素掘りの調節池ということで、その上部のあり方については現在、東京都と調整は進めているが、今後の方向性が定まっていないということもあり、計画の中に記載していない。

【委員】

- ・方向性が不明確ということか。

【会長】

- ・時点の問題があるのでやむを得ない。
- ・地図上の湧水ポイントは見直されたのか。

【事務局】

- ・事務局で修正している。

【委員】

- ・コラム4について、今後これを見たときに、いつ頃の話なのかを分かるようにした方が、記録としては良いと思う。

【会長】

- ・検討部会でも議論にもなったが、このコラム寄稿者は戦時中に疎開して、東久留米に戻られたと書いてあるので、終戦直後の事であることが明確であるということで年号は入れないこととなった。
- ・地図の中に小金井街道などの名称を入れるということであったが、これで良かったのか。私のイメージではもっと名称が入ると認識していた。

【事務局】

- ・小金街道の表記については、記載しているものと記載していないものがあったので、小金井街道については記載をさせていただいた。
- ・例えば、新小金井街道については特に追記はしていない。

【会長】

- ・第二次緑の基本計画・生物多様性戦略中間見直しでは、落合川源流域には「小金街道」とだけ記載されており、野火止用水・黒目川崖線には「小金井街道」が入っていなかったのので、道路の番号と併記しているということか。

【事務局】

- ・そのとおりである。

【会長】

- ・写真も委員の方からいただき、充実させた。
- ・ホトケドジョウの正しい写真やアユの写真も掲載し、環境教育の教材としても分かりやすくした。

【委員】

- ・開発などに伴う地域緑化を積極的に進める事業者との協力について記載があるが、具体的にそのような業者はいるのか。

【事務局】

- ・特定の事業者が開発に伴って地域緑化を積極的に進めているということはないが、その事業者の開発のコンセプトに応じて、例えば公園の緑化を重点的に厚くしたい、高木を植え

て周辺住民の方に親んでもらいたいというような事を積極的に考えている案件に対して協議を進めていきたいと考えている。

【委員】

- ・農地を宅地開発し、小規模な公園ができてほとんど緑化されていないことがほとんどだ
と思う。
- ・宅地開発しないように規制するわけにはいかないと思うので、そのような中で緑被率を
上げていく施策が実現されれば良いと思うが、計画の中の文言を見ると、緑化しない事業者
の隠れ蓑になるのではないかという気がする。今後、農地などの緑が少なくなってくるの
が残念なので意見を述べさせていただいた。

【事務局】

- ・住宅の開発に伴っては、その開発区域において条例では、開発面積にもよるが緑地として
は基本的には3%の緑地面積を設けていただいている。3,000㎡以上の開発であれば6%
の基準で公園を設置していただいている。
- ・店舗や集合住宅の開発等の場合には、緑地について現行の基準よりもやや多めに設けたい、
あるいは魅力のある樹種を植えたいというようなこともあるので、市としても事業者
の意向を踏まえながら、規制を強化するのはなかなか難しいところもあるが、地区計画を
除いては基本的に都市計画公園条例に基づいて設置していただいているので、事業者の
意向を把握し、積極的な緑化に努めてまいりたい。

【委員】

- ・例えば、流山市では「グリーンチェーン」制度があり、人が通る連続的な緑を作ると表彰
されるというような戦略的な緑化を促進する政策に力を入れている市町村が出てきたと
思う。
- ・東久留米市でも独特の制度があると良いと思う。例えば落合川が自慢なのであれば、その
川沿いの住宅開発には緑を増やすように指導し、植栽してくれたら表彰や、容積率が上がる
ような戦略的な緑化政策があれば良いと思った。

【事務局】

- ・先進的な事例を確認させていただきながら、どういったことができるか考えてまいりたい。
規制といった公権力を強制的に行わせることは難しい。

【委員】

- ・既に宅地であるものを除却した場合、何%か緑地を設けなければならない条例はあるの
か。

【事務局】

- ・内容確認させていただき次第、改めてご回答させていただきたい。

【委員】

- ・大きな敷地を分けて小さくなっていく現状があるので、宅地開発上、こまめに植樹しても
意味がないので、規制の考え方、開発行為の考え方を整理しておく必要があるのではない

かと思う。

【委員】

- ・緑被地の現況と経年変化が記載されているが、市民生活を送る中で、数字がどのくらいだったら良いのか。話をしてみると結果に対していろいろ論議されるわけだが、このぐらいの水準は我々の生活のためには必要ではないか、それにはどうしたら良いのかという論議が重要ではないか。
- ・将来どのぐらいの数字になるかシミュレーションを作っておかないと対応が後手になる。
- ・数値で押さえているのか知りたい。
- ・東久留米は水が豊富で、そこに生きる生物について高校生たちがどれだけ理解しているかが必要ではないか。子供たちに水と魚の関係、昆虫との関係などの生態系を研究してもらうクラブやチームを作っていかなければならないのではないかと思う。
- ・市として教育委員会に働きかけて学校側へお願いしてみてはどうか。あるいは中学校でも良いと思う。

【会長】

- ・1人当たりの公園面積の目標があるので、数値目標が全くないわけではない。
- ・緑の基本計画と環境基本計画にそれぞれ目標や数値はあり、それを年1回、かんきょう東久留米で進捗管理している。
- ・環境審議会の責務として環境基本計画と緑の基本計画の進捗状況、目標に対してどう変化があったのかについては次回の審議会でご審議いただく。
- ・環境教育等の関係についてであるが、環境基本条例には、市と市民と事業者の責務があり、自発的に取り組む方向にもっていくのが基本線である。行政が法律で他律的にさせるのではなく、自主的に取り組むことを醸成していくためには、教育の取り組みがベースになる。
- ・かつては縦割りだったが、環境と農業と産業がお互いに総合的に取り組んでいこうという流れになっている。
- ・基本計画案はこれでよろしいか。異論無ければ、これを市長に答申する。

【事務局】

- ・資料3の答申案の内容をもって市長への答申への準備を進めさせていただく。

(4)報告

「東久留米市第四次地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」について

【会長】

- ・地球温暖化対策実行計画(事務事業編)と区域施策編について報告をお願いする。

【事務局】 東久留米市第四次地球温暖化対策実行計画(事務事業編)案(資料4)の説明

【会長】

- ・来年は特にコロナによる削減寄与率が上がりそうか。コロナで施設稼働率の減少によるも

のがあるか。

【事務局】

- ・エネルギー使用量については、コロナで休館していた施設もあったが、エネルギー使って受付等もやっていた。
- ・エネルギー使用量は行政活動している限り必ず発生する。エネルギー使用量が上がること全てが悪ではない。行政活動により、まちづくりが進んでいるということも言える。
- ・カーボンハーフまでは省エネ、再エネへの転換といった取り組みを市として推進していかなければならないということで、第四次地球温暖化対策実行計画を策定している。

【委員】

- ・電力の排出係数は年々厳しくなっているのではないか。

【事務局】

- ・発電所として何を持っているかによる。製鉄所を発電所で持っているような事業者は排出係数が高く、一方でごみ処理発電を中心に行っている事業者は排出係数が低い。
- ・ウクライナ情勢により、市として環境配慮方針に基づいて契約することが困難になっている。
- ・電気小売事業者が新規ユーザーを増やさない方針を取っているところもある。
- ・令和4年度は二酸化炭素排出係数が令和3年度より高かったので、ここは上がってくるだろうと予測している。

【委員】

- ・二酸化炭素排出量をベースにさせるとその排出係数の影響が大きい。それにより目標を達成できたり、未達成になる。
- ・目標が二酸化炭素ベースになっているのは仕方ないが、エネルギー使用量の削減も目標として持っていた方が良い。

【事務局】

- ・二酸化炭素排出量を抑制していくのは、国を挙げての目標であるので、一つの目標とするが、排出係数で左右されるところをどう整理していくのかを考えたときに、エネルギー消費量については、行政活動が増えてしまうところもあるので、まずはカーボンハーフまで見ていくということでまとまった。
- ・省エネ法の特定事業者にも指定されており、エネルギー消費量を毎年減らさなければならないので、そこも注視していく。

【委員】

- ・これまでLEDに変えると排出量を抑えられてきたが、それが普及してきたので、その先に進めるには新しい取り組みも必要である。しかし、なかなか出せない状態で、非常に難しいところである。

【会長】

- ・カーボンニュートラルは、本来は緑が吸収するオフセットという限定用語だったのが、今

はだいぶ拡大解釈になっている。吸収源の緑ということからも、この緑の基本計画は大事である。

【委員】

- ・第四次地球温暖化対策実行計画案の P10 にある円グラフの公園灯、街路・防犯灯を示す緑色は電力ではないのか。グラフの中心まで伸びてしまっている。
- ・外国では、街路灯に人感センサーが付いているという話がある。おそらくコストも結構あるのではないかと思うが、そのようなことをやっていかないと二酸化炭素の削減は難しいのかもしれない。

【事務局】

- ・カーボンハーフと違い、カーボンニュートラルにするのはかなり難儀だと思っている。
- ・今の段階は、事務事業編では 2030 年にカーボンハーフを中期目標にしてそこに向かって取り組んでいく。それとともに時代の流れで社会が変わっていくので、それを踏まえてカーボンニュートラルに向けて行政としてどう取り組むのかを考えていかななくてはならない。
- ・近いうちに区域施策編を検討していただくことを予定しているので、そこでご意見をいただきたい。

【会長】

- ・電気も LNG も製造元のところで温室効果ガスを排出している。一方でユーザーのところでは排出量は減っているが、地球全体で見たら付け回しのようにになっている。
- ・技術の進歩に全部委ねることは、これまでも先送りのいい口実にされてきた。技術進歩と皆で取り組むことは車の両輪だろう。

【委員】

- ・公共施設だけ頑張っているが、市民や住宅などの排出量の削減も頑張らないといけないのではないか。

【委員】

- ・区域施策編が市域全体に向けた計画である。

【会長】

- ・環境基本計画の中に入れるのか、事務事業編のように別個の形で策定するのかを今後、環境審議会でご検討いただくが、何か進捗はあるか？

【事務局】

- ・現行の環境基本計画に、地球温暖化対策実行計画区域施策編を、その計画期間内に策定をしていくこととなっているので、現行の環境基本計画の終期となる令和 7 年度までに策定に向けた着手を進めてまいりたい。
- ・具体的には令和 6 年度、7 年度で環境審議会を中心にご検討いただきたいと考えている。

【委員】

- ・市庁舎の屋上に太陽光発電を付ける事業を進めているが、それもこの計画の一環なのか。

【事務局】

- ・庁舎の屋上に太陽光パネルの設置を進めている。事務及び事業から排出される温室効果ガスの抑制に向けた取り組みの一つである。
- ・非常用電源も確保することで、災害にも強い市役所を目指して事業を進めている。

【委員】

- ・市が頑張っていることを発信するのが大事だと思う。太陽光パネルをつけていることや職員の方は階段を使っていることを市民は気付かない。発信やアピールをセットでやるのが良いと思う。

【会長】

- ・他にご意見はよろしいか。
- ・次の報告をお願いします。

【事務局】

- ・ゼロカーボンシティ宣言について説明する。地球温暖化の推進に関する法律では、地域の社会的、自然的条件に応じて温室効果ガスの排出削減に向けた総合的かつ計画的な施策を策定し、実施するよう努めるものとされている。
- ・地球温暖化対策区域施策編に関する考え方になるが、地域全体で温室効果ガス排出抑制に向かって取り組むものである。
- ・昨今の脱炭素化に向けた社会情勢も踏まえ、近年では2050年にいわゆるカーボンニュートラルに取り組むことを表明した地方公共団体が増加している。
- ・環境省では2050年に二酸化炭素を実質ゼロとすることを目指す旨を首長自ら、または地方公共団体として公表された。
- ・東久留米市では令和4年8月に脱炭素化、再生可能エネルギーの利用に向けた最適化の基本的考え方を策定するとともに、環境省のPPA（Power Purchase Agreement（電力販売契約。企業・自治体が保有する施設の屋根等を事業者が借り、無償で発電設備を設置し、発電した電気を企業・自治体が施設で使う）事業の調査実施など具体の取り組みを進めている。
- ・令和5年度からは本庁舎における再生可能エネルギーを活用した非常用電源の稼働を予定しており、これまでの取り組みや今後の方向性などを踏まえ、令和5年第1回市議会定例会において東久留米市ゼロカーボンシティ宣言を表明する予定である。
- ・施政方針については、市長の発言をもって方針が確定する。よって、このゼロカーボンシティ宣言も第1回定例会において表明をする予定なので、本件の情報の取り扱いについては3月1日の議会まで十分注意していただくようお願いする。

【事務局】

- ・市民の方々のご協力を得ながら、フードドライブ、リサイクル、リユースの取り組みなども進めている。
- ・区域施策編では、カーボンニュートラルに向かってどのような取り組みを進めるのかとい

うことなどを今後ご検討いただく予定である。

【会長】

- ・国から補助金は出るのか？

【事務局】

- ・ゼロカーボンシティ宣言を表明したことで補助金が出ることは無いが、脱炭素先行地域として全国 100 団体をモデルとして宣言の表明とプラスして先駆的な取り組みが無いと補助金の採択はされない。

【会長】

- ・東京都はどうか。

【委員】

- ・特にないが、宣言したあと、どう取り組むのか、他に重要な施策があるのではないかなどと言われて、宣言だけが独り歩きしている自治体も見受けられる
- ・市民とも対話を通じてやった方がよろしいかと思う。
- ・区域施策編は、現状把握や目標設定が非常に難しい。
- ・東京都は、今発電している発電所はない。他県から電気をもらっている状況。
- ・電気を作ってそれを回せるというのを考えたときに、例えばバイオマスで考えたら、西の方の森林が多い町村しかできないと思う。
- ・山梨県都留市のように水で発電するというのはあまりないと思うで、先ほどの脱炭素先行地域が全国で増えないというのは難しい事情を抱えているからである。
- ・(現在進めている太陽光発電以外に) 東京都としてはこれをとと言えるものがない。

【会長】

- ・ロシア侵攻前はイギリスやオランダ、デンマーク、ドイツなどでは脱原発を掲げてソーラーや風力にシフトしていたが、バックアップ電源としてノルウェーの水力発電からの電気を買っているのでいえた次第。
- ・区域施策編も広域で捉えたときにどう取り組みを進めていくのかという難しい話であるが、環境審議会では、今後、審議していくので委員の皆様も情報を仕入れていただくと良いので、よろしく願いたい。

【事務局】

- ・補足の説明で、市では太陽光がまずはメインのグリーンエネルギーなってくると考えており、それを中心に公共施設に載せられる部分を調査して、ポテンシャルを検討している。

【事務局】

- ・国を挙げてエネルギーの地産地消を大前提で考えなさいと言われていた中で、区域施策編の中でそのようなまち作りをし、市民の方々に取り組んでいただく施策として、どういったことができるのか、ご意見を頂戴できればと思っている。
- ・家庭、事業系でどれぐらいエネルギー消費して、どれぐらい二酸化炭素を排出しているのかは把握していないので、そこを踏まえながら検討いただければと思っている。

【委員】

- ・東久留米市は水素ステーションがあることが強みである。
- ・水素車入れたくても、水素ステーションが遠いから入れられないという市が多い中で、そういう点では東久留米市は有利である。

【事務局】

- ・1回検討したが、車重があるのがネックであった。
- ・水素ステーションがあることは強みであると思っているので活かしていきたいと思っている。

【会長】

- ・次の報告をお願いします。

【事務局】

- ・第三次緑の基本計画・生物多様性戦略における重点施策の一つに「持続可能な将来を見据えた公園作りの推進」を追加していただくことで議論をいただいたが、東久留米市においては、内部で今後の都市公園の取り組み方針を策定し、その方針については、市の重点的な取り組みである子供たちへの投資を実現するため、ボール遊びのできる公園整備を含め、まち作り全体として公園の面的な整備に向けた市の基本的な考え方を示している。
- ・背景としては、平成29年に都市公園法が一部改正されたことに加え、東久留米市が抱える公園行政の課題を踏まえ、基幹公園を整備する。
- ・併せて地域や行政課題を同時に解決できるパークマネジメントを行う。
- ・民間活力、民間資金活用に向けてパークPFI（公募設置管理者制度）や指定管理者等の民間資金、民間活力等を導入する。
- ・市の重点的な取り組みでもあるボール遊びのできる公園環境を整備する。
- ・公園の再整備の方法にあたっては、地域との合意形成を図りながら実施していくことが大切だと考えているので、地域とのコンセンサスを得ながら公園を再編する。
- ・令和5年度からは、本方針に基づき、2年間のコンサルティング委託を実施する予定であるので、今後の都市公園の取り組み方針が庁内での決定手続きが終了次第、皆様に展開させていただきたいと考えている。

【事務局】

- ・今後の審議会では、かんきょう東久留米令和3年度版の報告を今年度中に実施させていただきたいと考えている。資料については後日お送りするので、事前にご覧いただいた上で審議会を開催させていただければと思っている。
- ・審議会日程については、改めて調整させていただきたい。本日メールでご案内させていただいたので、調整させていただきたい。

【会長】

- ・これをもって、第3回環境審議会を終了する。

(5)市長への答申

【会長】

- ・令和3年度第1回環境審議会で市長より諮問を受けて以来、環境審議会を5回、検討部会を10回開催、相互にやりとりしながら行った。
- ・専門性の高い検討部会には、中間見直しの際のメンバーをコアとしたが、市民環境会議や市民活動団体のメンバーを兼ねており、パブリックコメントも反映し、現行計画をベースに法律や環境変化に伴う時点修正を加え、一層市民にわかりやすい表現にすべく検討を行った。
- ・市の環境基本条例にあるように、市・市民・事業者の責務として、行政の他律的施策と市民の自律的取り組みはセットで、市民の自律的取り組みは教育によるところが大きい。その観点からも、コラムや資料編は、教員から生徒まで幅広く環境教育に活用できるよう充実させた。東久留米の昔の思い出や、市の貴重な生きもの、また、ナラ枯れやSDGs、気候変動×生物多様性ほか最新の情報が盛り込まれている。
- ・前回の環境基本計画策定から、農業委員会から参加してもらい、今回は、産業政策課長にも検討部会委員に入ってもらったので、産業政策とのつながりもより深まったと思う。
- ・市の環境基本条例にあるように、先人が育ててきた環境を将来世代に引き継ぐべく、市長におかれては本答申をベースに、より一層の環境行政推進に取り組んでいただけるようよろしくお願いいたします。

【市長】

- ・1年4ヶ月の間、多くのご議論を交わしていただき、会長からも熱い思いを述べられた答申だと思う。
- ・東久留米市の水と緑の環境が豊かであることは、多くの市民が共有していただいている部分であり、東久留米市の最大の売りと言ってもいいと思う。
- ・後世にどう残していくのか。そこは財政との関係、まちづくり全体に及ぶ話になる。
- ・子供たちのために何ができるのかというところで、ボール遊びができる公園環境、のびのびと健やかに過ごすことができる環境は子育て世代にとっても非常に重要であると思っている。
- ・担当の方でも様々な創意工夫しながら計画を策定しているが、大元となるこの大きな計画を皆様に考えていただいたので、それを柱にしながら私達職員もしっかり環境を次世代に残す、そして子供たちの環境教育にも活かしてほしいという皆様の思いを教育委員会にも伝えていきたいと思っている。
- ・長きにわたり、活発なご議論いただいたことに心より感謝を申し上げます。

以 上